

2014年8月1日

(通達) 千葉県大会におけるチーム帯同審判員の資格限定に関するきまり

公益社団法人 千葉県サッカー協会第4種委員会

審判部長 並木克之

(趣旨)

本県協会4種委員会の主催する大会において、審判資格喪失者や経験の浅い審判員による不適切な審判活動が毎年のように、あるいは大会開催のたびに散見されるようになってきている。サッカーにおける審判には、「絶対」とか「完全」というものは無いが、基本的な審判知識や技術が乏しいということは、真剣にプレーする選手に対して礼を失するものといえるであろう。

審判資格を失ったにもかかわらず、平然と審判をしようとする者もいる。どんなに長くサッカーに携わっていると言っても、「無資格」ではどうにもならない。また、大会会場に来て、「審判は今日が初めてなんです。」とか「審判打合わせって何ですか?」、「線審ならできますが、主審はちょっと…」といった者もいる。そして、いざ試合になれば、オフサイドラインキープができない、ゴールラインまで走れない、スローインの判定ができないなど、目を覆いたくなる場面に出くわす。一方、「警告」や「退場」がはっきりとした根拠もなく出されることがある。

これでは、大事な試合を任せるわけにはいかない。(とチームの指導者は誰でも思うだろう。)その審判員が最大限の力を振り絞って、真剣に取り組んでいる結果がそうであるなら、まだ許されもしよう。しかし、「子どもの試合だから」といった軽い気持ちで「しかたが無いからやってやるんだ」では困るのである。

今回、帯同審判員の資格を限定する決まりを設けるにあたっては、何度も躊躇した。それは、「チームの仕方ない事情もあるだろうし、資格の更新が思うような日にできない人もいるであろう。」「資格を取得して、子どもたちのために役立ってやろうといった人も少なくないだろう。」という事情を考慮してのことである。

しかしながら、冒頭のような実態を重く受け止め、「公平公正で的確な審判をすることにより、子どもたちの努力に報い、ひいては本県少年サッカーのレベル向上を図る」ために、このきまりを定め運用したい。

記

県大会帯同審判員の資格限定

県大会にチーム帯同する審判員は、次のきまりの適用を受ける。

- ① 前々年度、前年度もしくはその年度内に、審判を担当しようとする試合実施日までに「実技による資格更新講習会」を受講した者とする。(レフリースタッフの講習会受講記録欄に受講印が推されていること。)
- ② その年度内または前年度に取得(新規登録)した者については、原則、帯同審判員となることはできないが、4種各ブロックの審判部員(審判部長の指名する者)に認定を受けた者は認められる。(ダイアリーを受講欄に責任者のサインを要す。) *認定は、2試合以上の実技を以って判断されるものとする。
- ③ 特別な事情のある者については、各ブロック長(この部分は、審判部員に変更予定)を通じて、審判部長に申し出る。審判部における審議を経て、可否が決定される。(例: カテゴリー研修会受講での更新者、1級審判員など)

*このきまりが適用される試合は、県大会につながるブロック予選も含まれる。

*このきまりは、2015年度より施行する。ただし、2015年度と2016年度は移行期間として、完全実施は、2017年4月からとする。